

【貸与のみ要提出書類】

第一種奨学金・第二種奨学金を選択された方へ

・希望の保証制度にチェック し、点線に○をしてください
(貸与奨学金案内冊子 P22~P26 参照)

機関保証制度

- ① 採用後、機関保証から人的保証へ変更ができないことを理解している → はい
- ② 機関保証を受けるためには一定の保証料が毎月の振込額から差し引かれることを理解している → はい

人的保証制度



氏名()
あなたとの関係 (父 ・ 母)

☆必要書類(原則)

- ① 印鑑登録証明書
- ② 収入に関する書類



氏名()
あなたとの関係 ()

☆必要書類(原則)

- ① 印鑑登録証明書
- (例外: ② 返還保証書)

※保証人に父・母は選べません

(親権を失った父・母の場合は「離婚した父」または「離婚した母」と記入してください)

- 保証人の方へ、事前に引き受けてもらうように、あなたからお願いしましたか → はい
- 保証人の方へ、印鑑登録証明書等の書類が必要になることを伝えましたか → はい
- 保証人の方は、連帯保証人と別生計で4親等以内の親族ですか → はい ・ いいえ
→ いいえの場合、保証人に選任できない、または返還保証書が必要です
- 保証人の方は、65歳未満の人ですか → はい ・ いいえ
→ いいえの場合、返還保証書が必要です

※採用後の本採用手続きの際に、連帯保証人・保証人への説明不足により引き受けてもらうことができなくなり、機関保証へ変更せざるを得ない事態が発生しています。
保証制度は簡単には変更できません。必ず、あらかじめあなたから連帯保証人・保証人の役割等を説明し、引き受けてもらうようお願いしたうえで申し込んでください。

